

居宅介護支援事業所 ゆめ 重要事項説明

<令和6年12月20日現在>

当事業所はご契約者に対して居宅介護支援サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

*** 居宅介護支援とは？**

契約者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ★ 契約者の心身の状況やご契約者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画（ケアプラン）」作成します。
- ★ ご契約者の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者との連絡調整を継続的に行い、居宅介護サービス計画の実施状況を把握します。
- ★ 必要に応じて、事業所とご契約者の双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

*当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となりますが、要介護認定をまだ受けていない方でもサービスを御利用いただけます。

◇◇目次◇◇

1.	事業者	2
2.	事業所の概要	2
3.	事業実施地域及び営業時間	3
4.	職員の体制	3
5.	当事業所が提供するサービス	3
6.	サービスの利用に関する留意事項	8
7.	苦情の受付について	8
8.	事故発生時の対応	8
9.	個人情報の保護について	9
10.	虐待防止に関する事項について	9

1. 事業者

(1) 名称／法人種別	有限会社 誠心会
(2) 代表者名	佐藤幸記
(3) 法人所在地	熊本市北区室園町10番53号
(4) 設立年月	平成16年10月

2. 事業所概要

(1) 事業所の種類	指定居宅介護支援事業所
(2) 事業所の目的	指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護専門員その他の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。
(3) 事業所名称	ゆめ
(4) 事業所所在地	山鹿市菊鹿町下内田75番地
(5) 電話／FAX番号	(0968) 42-6222 / (0968) 48-2878
(6) 管理者	大須賀 昭浩
(7) 当事業所運営方針	<p>1 利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う事とする。</p> <p>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的提供されるよう配慮して適切なサービスの提供を行う事を目的とする。</p> <p>3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。</p> <p>4 利用者の所属する市町村、在宅介護支援センター保健医療・福祉サービス提供主体と必要な連携を図り、利用者に対して適切なサービスが確保できるよう便宜を図ります。</p>
(8) 開設年月日	平成17年4月11日
(9) 介護保険事業所番号	4370800726

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 事業実施地域	山鹿市 菊池市 熊本市 *但し、利用者の要望があればこの限りではない。
(2) 営業日	月～金（12月31日～1月3日を除く） 土曜日は振り替えにより営業する場合あり。
受付時間	月～金 8：30～17：30（土も同様） *緊急の場合等連絡を取れる体制にしております。
サービス提供時間	月～金 8：30～17：30（土も同様）

4. 職員の体制

当事業者では、ご契約者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

従業者の職種	人数 〔人〕	区 分		職務内容
		常勤	非常勤	
管理者・介護支援 専門員の兼務	1	1		管理・指定居宅介護支援の提供
事務員	1	1		書類受領・打込・複写等

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、居宅介護支援として、次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、基本利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約の利用料金はありません。今後、「介護保険制度の変更があった場合」厚生労働大臣が定める金額で、これが改定された場合は、これら利用料金も自動的に改訂されます。

但し、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月あたり要介護度に応じて利用料金を頂き、当社からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を、後日市町村の窓口へ提出しますと、全額または一部払い戻しを受けることができます。

(1) サービスの内容

① 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という）が、総合的且つ効果的に提供されるよう

に配慮して、居宅サービス計画を作成します。

《居宅サービス計画作成の流れ》

I. 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

II. 居宅サービス計画の作成開始にあたって、当該地域における指定居宅サービス等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に契約者又はその家族に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めます。

III. 介護支援専門員は、契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

IV. 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について契約者尾指その家族に対して説明し、契約者の同意を得たうえで決定するものとします。

② 居宅サービス計画作成後の便宜の供与（契約書4条参照）

- ・ ご契約者及びその家族等、指定居宅サービスが提供されるよう居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス等との連絡調整を行います。
- ・ ご契約の意思を踏まえて、要介護認定の更新等に必要な援助を行います。

③ 居宅サービス計画の変更（契約書第5条参照）

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とのご契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④ 介護保険施設への紹介（契約書第6条参照）

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜を行います。

6. サービス利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員

サービス提供時に、担当の介護支援専門員を決定します。

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

① ご契約者からの交代申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を申し出ることができます。但し、ご契約者から特定の介護支援専門員の指定はできません。

② 事業者からの介護支援専門員を交替することがあります。

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、ご契約者及び家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

7. 苦情の受付について（契約書第 17 条参照）

（1）苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

* 苦情受付窓口（担当者）

【管理者】 大須賀 昭浩

* 受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：30～17：30

* 電話番号 0968-42-6222

（2）行政機関苦情受付機関

山鹿市長寿支援課 長寿総務係

〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿 9 8 7 番地 3

T E L : 0968-43-1180

熊本県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口

〒862-0911 熊本市東区健軍 2 丁目 4 番 10 号

T E L : 096-214-1101 F A X : 096-214-1105

8. 事故発生時の対応

サービス提供中の利用者の心身の異変その他、緊急事態が生じたときは、速やかに主治医或いは病院、行政主官課、家族、事業所に連絡し適切な措置を講じます。

9. 個人情報の保護について

事業所は、利用者及び利用者の家族から予め同意を得ない限り、サービス提供者会議において、利用及び利用者の家族の個人情報を用いません。

10. 虐待防止に関する事項について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針の整備
- 3 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

重要事項説明書（補足事項）

1 公正中立な立場での業務実施について

当事業者は、ご利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、ご利用者の希望、必要性に反して特定の事業者・法人への利益誘導を行うことがないよう、その選定または推薦に関しては公正中立に行っています。

2 事業計画、財務内容サービス提供記録等の閲覧

当事業所では、事業計画や財務内容等の閲覧に関して、ご利用者名およびご利用希望者とそのご家族のうちこれを希望される方には閲覧を許可しています。ご希望者は、閲覧希望書に必要な事項を記入し、職員までお申し込みください。閲覧希望書は事務所にありますので必要な方は職員までお申し付けください。

3 個人情報の利用について

- ① 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点でこれを速やかにかつ適正に処分します。
- ② 当事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用します。
 - 1) 居宅介護支援業務および介護予防支援業務の遂行
 - 2) サービス担当者会議での情報共有
 - 3) 各サービス担当者および主治医との情報共有
 - 4) 当事業所内でのカンファレンス・ミーティング
 - 5) 関連学会、研修会での匿名下での発表
 - 6) その他公官庁等の法律法令上の照会時
- ③ なお、本人に生命の危機等重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。（救急病院への情報伝達など）
- ④ また、利用目的が変更される場合は事前に変更事由を説明し、変更届に同意した上で利用変更します。

4 サービス提供における事業者の義務（契約書10条、第11条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ② ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③ 事業者及び介護支援専門員又は従業者は、居宅介護支援を提供するうえで知り

得たご契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

5 損害賠償について (契約書第 1 2 条参照)

事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を勘酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

6 サービス利用をやめる場合 (契約の終了について) (契約書第 1 3 条参照)

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の 7 日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

- ① ご契約者が死亡した場合
- ② 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③ ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業者所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合 (詳細は以下をご参照ください)
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合 (詳細は以下をご参照ください)

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出 (契約書第 1 4 条、第 1 5 条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の 7 日前までに解約届書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合
- ② 事業者若しくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
- ③ 事業者若しくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
- ④ 事業者若しくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者の身体・財

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報の情報については、次に記載するところにより必要再証言お範囲内で使用することに同意します。

記

条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外に漏れる事のないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、出席者、内容等の経過を記録しておくこと。

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

居宅介護支援事業所 ゆめ

説明者職名 介護支援専門員 氏名 _____

令和 年 月 日

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____

氏 名 _____

親族代表の住所 _____

氏 名 _____
(続柄)

代理人の住所 _____

氏 名 _____
(続柄)